

事務所通信

書面添付制度

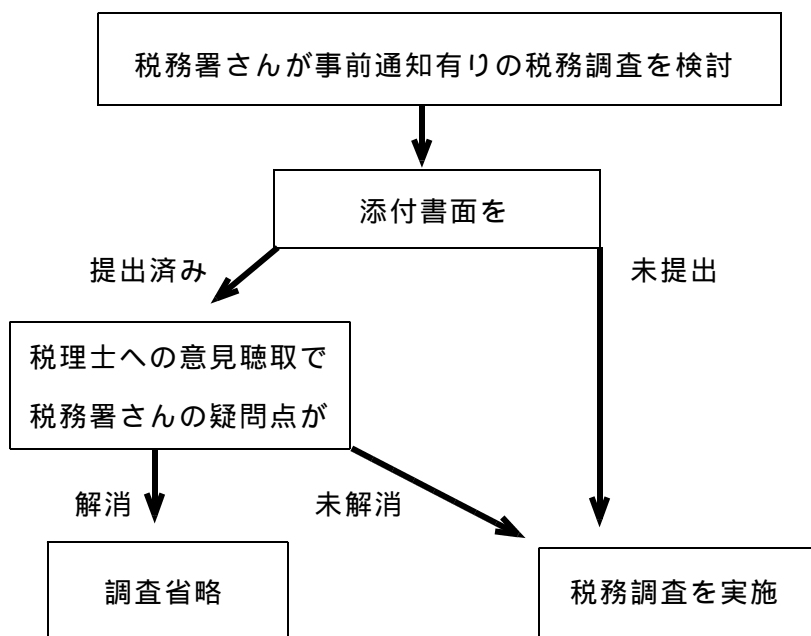
書面添付制度とは

税理士が、どのように申告書を作成したかを説明する制度です。

申告書と同時に作成過程を記載した書類（添付書面）を提出します。

この制度は、税理士法に規定されています。（33条）

税務調査までの流れ



当事務所では、相続税については全て添付書面を提出しています。
法人税、所得税については、現金残高がきちり管理されている関与先について、提出しています（提出していきます）。

田 畑 浩 正 税 理 士 事 務 所

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

